

保護林制度について

- 「保護林」は、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資することを目的として、区域を定め、禁伐等の管理経営を行うことにより、保護を図っている国有林野
- 国有林野独自の保護制度であり、我が国の保護制度の中でも、最も古い施策の一つ。
- 現在、7つの保護林に区分されており、全国の国有林野内に広く設定。

保護林制度（大正6年～）

- 国有林野独自の制度として大正4年に発足（平成元年に保護林制度を再編・拡充）

天然記念物制度（大正8年～）

- 文化財保護法の前身である史跡名勝天然記念物法が大正8年に制定

国立公園制度（昭和6年～）

- 自然公園法の前身である国立公園法が昭和6年に制定

種 類	概 要	箇所数	（千ha）
森林生態系保護地域	原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	30	654
森林生物遺伝資源保存林	森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し将来の利用可能性に資する。	12	35
林木遺伝資源保存林	主要林業樹種及び稀少樹種等に係る林木遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する。	325	9
植物群落保護林	我が国または地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	366	157
特定動物生息地保護林	特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	38	22
特定地理等保護林	我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	34	35
郷土の森	地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請のある森林を保護し、併せて地域の振興に資する。	36	4
合計		841	916

保護林制度(森林生態系保護地域)

- 「森林生態系保護地域」は、保護林制度の中でも、最も厳格な保護林種。
- このため、世界自然遺産との関係では、その保護担保措置として位置づけ。

【設定の目的】

原生的な天然林を保護することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的とする

【設定の基準】

我が国の主要な森林帯を代表する原生的な天然林の区域であって、概ね1000ヘクタール以上の規模を有するもの

その地域でしか見られない特徴をもつ希少な原生的な天然林の区域であって、原則として500ha以上の規模を有するもの

【地帯区分】

● 保存地区(コアゾーン)

森林生態系の厳正な維持を図る

⇒ 原則として人の手を入れずに自然の推移に任せる

● 保全利用地区(バッファゾーン)

保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たす

⇒ 原則として皆伐施業は行わない

保存地区(コアゾーン)

保全利用地区(バッファゾーン)

【世界自然遺産との関係】

世界自然遺産の保護担保措置

